

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月27日（金曜日）

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時44分 散会

## 付託事件

### (1) 所管事務調査

#### 1 本日の会議に付した事件

##### (1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- |  |         |
|--|---------|
| ① 市道路線の認定及び廃止に関することについて                        | (建設計画課) |
| ② 土地の取得の変更に関することについて                           | (道路建設課) |
| ③ 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事について           | (道路建設課) |
| ④ 水戸市児童遊園に関することについて                            | (公園緑地課) |
| ⑤ 指定管理者の指定に関することについて（水戸市笠原町第4児童遊園等）            | (公園緑地課) |
| ⑥ 指定管理者の指定に関することについて（都市公園等）                    | (公園緑地課) |
| ⑦ 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて                     | (住宅政策課) |
| ⑧ 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関することについて（下水道管理課） |         |

##### (2) その他

#### 2 出席委員（6名）

委 員 長	飯 田 正 美 君	副 委 員 長	萩 谷 慎 一 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	五 十 巖 博 君
委 員	小 川 勝 夫 君	委 員	松 本 勝 久 君

#### 3 欠席委員（なし）

#### 4 委員外議員出席者（2名）

議 員 渡 辺 政 明 君	議 員 萩 塚 孝 雄 君
---------------	---------------

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君
-------	-----------

建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設設計画課長	大 森 幹 司 君
---------	-----------	-------------------	-----------

建設部技監兼 道路建設課長	安 達 茂 君	建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君
------------------	---------	------------------------	-----------

道路管理課長	有 金 正 義 君	生活道路整備 課長	川 又 弘 一 君
--------	-----------	--------------	-----------

河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建築課長	大 和 田	聰 君
土木補修事務 所長	小 田 博 之 君			
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村	勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君	都市計画課長	柴 崎 美 博 君	
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田	航 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君			
上下水道事業 管 理 者	荒 井 宰 君			
水道部長	伊 藤 俊 夫 君	水道部技監兼 給水課長	梶 山	学 君
水道総務課長	梶 山 哲 君	経理課長	栗 原 千 尋 君	
料金課長	倉 田 佳 則 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君	
浄水管理事務 所長	島 孝 夫 君			
下水道部長	坪 貴 之 君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松 葉 光 隆 君	
下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君	下水道施設 管理事務所長	渡 邊 基 弘 君	
6 事務局職員出席者				
議事係長	島 順 也 君	書記	堀 江 良 君	

午前10時 3分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(8)のとおり、第4回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関するごとにについて、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 おはようございます。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関するごとににつきまして御説明を申し上げます。

建設部建設計画課提出の資料を御参照ください。

今回は認定路線として10件、それから廃止が7件で計17件となってございます。

ページを返していただきまして、1ページ目をお開き願います。

市道の路線数及び延長の内訳でございますが、令和2年7月1日現在の路線数は7,678本、総延長で228万2,727.67メートルでございます。

今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が3本の増、延長で226.35メートルの減となりますので、路線の総数が7,681本、総延長で228万2,461.32メートルとなってございます。

続きまして、2ページ目のほうを御覧ください。

市道認定路線などの内訳でございます。

認定となる路線としましては、開発行為により帰属となる道路が7本で延長が783.15メートル、再認定道路が1本で延長216メートル、計画道路が2本で延長315.50メートル。次に廃止でございますが、7本で延長1,581メートルとなっており、認定する路線の合計は3本で延長が266.35メートルの減となってございます。

主な理由といたしましては、新ごみ処理施設事業地内における路線の整備を行ったもので、廃止の延長のほうが大きくなつたため、全体としては減になってございます。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

3ページにつきましては認定となる路線、4ページにつきましては廃止路線につきまして、路線名、起点、終点、延長、幅員、道路の種別をお示ししてございます。

5ページ目から最後の18ページまでについては、対象路線の位置図となってございます。位置図につきましては、見開きで左側の奇数のページに道路認定路線図、それから右側の偶数のページには詳細図のほうをお示ししております。

認定となる路線につきましては5ページ目から16ページまで、それから17、18ページにかけては廃

止の路線についてお示ししてございます。

そのほか、別添でその参考資料といたしまして、道路実測図の資料を提出させていただいておりますので、後ほど御参照のほどよろしくお願ひいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和2年度第4回定例市議会に議案として提案してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、土地の取得の変更に関するごとにについて、執行部から説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

土地の取得の変更に関するごとにについて御説明いたします。

建設部道路建設課提出の資料を御参照願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（大野工区）の事業進捗を図るため、用地の取得を下記のとおり変更するものでございます。

令和2年9月29日に議決をいただきました市議会議案第131号 土地の取得につきまして、土地の表示中「ほか14筆」を「ほか19筆」に、「7,381.00平方メートル」を「1万3,777.99平方メートル」に改めるものでございます。

取得価格中「3,873万185円」を「6,319万37円」に改めるものでございます。

契約の相手中「ほか4名」を「ほか6名」に改めるものでございます。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（大野工区）事業と表示されている区間が、今回御報告させていただくところでございます。

大野工区は、都市計画道路3・5・143号吉沼磯浜線から国道51号までの延長2,225メートル、道路幅員25メートルで事業を進めております。

次に、3ページをお開き願います。

用地取得箇所図のうち、赤色で表示されている箇所が今回、追加で用地を取得する5筆の箇所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第4回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願ひします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事について、執行部から説明を願います。

安達技監兼道路建設課長。

○安達建設部技監兼道路建設課長 続きまして、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事につきまして御説明いたします。

建設部道路建設課の資料を御参照願います。

工事名は、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事でございます。

施工場所は、河和田2丁目地内でございます。

工事の概要でございますが、JR常磐線の立体交差部から現道への接続道路として土留め・仮締切りを行いU型擁壁工を整備するものでございます。

2ページをお開き願います。

工事の施工位置図でございますが、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線のうち、赤色で表示しておりますJR常磐線の南側の箇所でございます。

次に、工事内容につきまして御説明いたします。

3ページをお開き願います。

今回の施工区間といたしまして、平面図、縦断図、左側の赤斜線で表示している箇所となります。また、黒色斜線及び黒色で表示しております区間につきましては、施工中、施工済みの区画となっております。

工事内容につきましては、仮設工として土留め工とあわせて掘削の施工を行い、中段左側に表示しておりますU型擁壁部断面図の構造を高さ8.5メートルから3.5メートル、幅1.4メートルから1.5.4メートルの延長8.8.7メートルを施工してまいります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

契約金額につきましては、2億1,175万円でございます。

契約の相手方は、豊島・綿正特定建設工事共同企業体でございます。

代表者及び構成員1は、水戸市千波町2806番地、株式会社豊島工務店、代表取締役、豊島憲子。構成員2は、水戸市赤塚2丁目2029番地60、株式会社綿正工務店、代表取締役、小田木一義でございます。

出資比率は、構成員1が60%、構成員2が40%でございます。

4ページには、一般競争入札調書を添付してございますので、後で御参照願います。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第4回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○飯田委員長 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしました公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて御説明いたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園2か所を新たに条例に追加するものでございます。

次に2、改正内容につきましては、お手数ですが2ページをお開き願います。

新旧対照表となってございます。表の左側は現行、右側が改正（案）となってございます。

右側の改正（案）の表中、名称の欄、3段目になりますが、網かけ部に水戸市笠原町第4児童遊園、同様に位置の欄に水戸市笠原町1555番16と追加するものでございます。他の1か所の児童遊園についても、

同様に名称及び位置を追加するものでございます。

また、施設概要としまして、3ページから6ページに位置図、平面図が添付されてございますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

ページを1ページにお戻し願います。

3、施行期日につきましては、令和3年1月1日からといたします。

参考といたしまして、現在の児童遊園数につきましては286か所ございます。今回の2か所をあわせますと288か所となる見込みでございます。また、総面積につきましては、現在の9万7,374.81平米に対しまして、今回638.36平米をあわせますので、合計9万8,013.17平米となる見込みでございます。

なお、本件の水戸市児童遊園に関するこにつきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となってございます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、指定管理者の指定に関するこについて（水戸市笠原町第4児童遊園等）について、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしました公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関するこについて（水戸市笠原町第4児童遊園等）について御説明いたします。

1、理由につきましては、新たに2か所の児童遊園を追加指定するためでございます。

次に2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市笠原町第4児童遊園、(2)水戸市見川町大山台第3児童遊園の2か所でございます。

次に3、指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4、指定の期間につきましては、令和3年1月1日から令和3年3月31日まででございます。

なお、本件の指定管理者の指定に関するこ（水戸市笠原町第4児童遊園等）につきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となってございます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、指定管理者の指定に関するこについて（都市公園等）について、執行部から説明を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にお配りしました公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関するこについて（都市公園等）について御説明いたします。

本案件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定をするものでございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称としましては、お手数ですが2ページの別紙1をお願ひいたします。

(1)の都市公園としまして、一番上段の赤塚駅前公園から一番下の若林池緑地までの 1 3 4 の都市公園でございます。

また、3ページの別紙2をお願いいたします。

(2)の児童遊園としまして、水戸市赤塚町児童遊園から 5 ページの一番下になります、水戸市渡里町南前原児童遊園までの 2 8 8 の児童遊園でございます。

1 ページにお戻りください。

2 の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

3 の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年でございます。

なお、本件の指定管理者の指定に関することについて（都市公園等）につきましては、12月の第4回定期市議会に議案として提出する予定となってございます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○飯田委員長 次に、水戸市営住宅及び特定市営住宅に関するご質問について、執行部から説明を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、水戸市営住宅及び特定市営住宅に関するご質問につきまして、都市計画部住宅政策課提出資料にて御説明いたします。

初めに1、改正理由でございますが、現在整備を進めております市営砂久保住宅につきましては、本市初めての試みといたしまして、市営住宅の特例として、子育て世帯向け住宅として運営を計画しております。

運営するために必要な住宅の指定、入居手続等の関係規定を整理するとともに、子育て世帯が入居しやすいように、子どものいる世帯の収入基準の緩和について、あわせて改正を行うものであります。

また、今回の改正にあわせまして、住宅家賃の決定に用います利便性係数の取扱いを規則に委任するということにしております。

また、入居者がいなくなり、廃止または廃止予定の小規模住宅を住宅の一覧から削除するための関係規定を整理するために今回は改正を行うものであります。

次に2、主な改正内容でございますが、4点ほどございます。

(1)でありますが、子育て世帯向け住宅を運用するために必要な入居資格や定期入居の期間、変更方法、入居の手續等を定めるものでございます。

(2)につきましては、入居資格に係る収入基準の緩和世帯を、小学校に入る前のお子さんがいる世帯から中学校を卒業する前のお子さんがいる世帯まで拡大するものでございます。

続きまして、(3)につきましては、家賃決定に用います利便性係数の取扱いについて規則に委任するものでございます。このことによりまして、住宅の改修等に伴う家賃の変更等に柔軟に対応できることになります。

次に(4)ですが、入居者がいなくなり、廃止、廃止予定の小規模住宅を住宅の一覧から削除するため、関係規定の整理を行うものでございます。

続きまして3、施行期日につきましては、公布の日からとしております。ただし、家賃の見直し等に係る

部分につきましては、令和3年4月1日としてございます。

また裏面、2ページから10ページまでが新旧対照表となっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、12月の第4回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上になります。

○飯田委員長 次に、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関することについて、執行部から説明を願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 おはようございます。

汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関することについて、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

資料の1の変更理由といたしまして、水戸市は、下水道事業から生ずる汚泥を処理するため、汚泥焼却炉施設等を水戸市ほか7団体及び茨城県と共同で設置し、建設及び維持管理に関する事務を茨城県に委託しております。

現行の委託に係る経費負担率の算定期間が令和2年度までであるため、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託を変更するものでございます。

2の変更内容につきましては、汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の第3条第1項第1号中「第1基目の汚泥焼却炉等の供用開始から第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年を経過するまでの期間内」を「当該年度」に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、茨城県知事と関連団体の長とが協議して定める日としてございます。

裏面を御覧願います。

裏面は新旧対照表を記載してございます。左側が現行の規約で、右側が改正（案）となっておりまして、網かけ部が今回の変更箇所となります。

現行規約の網かけ部のうち、第2基目の汚泥焼却炉施設等の供用開始後15年とございますものが、令和2年度のこととございまして、経費の負担の算定期間が令和2年度までとなつてのことから当該年度に改めるものでございます。

現行の規約は、汚泥焼却炉施設等の新規設置に用いられてきたものでございまして、焼却炉の耐用年数15年を経費負担の算定期間としておりましたが、今後は焼却炉の改築修繕により耐用年数の延長を図っていくものであるため、経費を負担する当該年度の想定汚泥料費から経費を算定するものとしてございます。

ページを返していただきまして、4ページが参考条文であり、5ページ、6ページは規約の変更案の全文でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本変更案は、令和2年第4回水戸市議会定例会に提出する予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 以上で第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、市道路線の認定の問題と私道整備の補助制度の問題、2点について質問したいと思います。

市内で雨が降ると、道路に水がたまってどこも通れないというところがあります。見川地区の住民から水戸市の道路として認定して舗装してほしい、側溝も設置してほしいという要望が出されました。これがその地域の写真なんですけど。

[発言する者あり]

○中庭委員 この問題はね、この地域の中で、雨が降ると水がたまって通行できないという状況に今なっているんです。市民の皆さんは、これまで繰り返し要望してまいりました。そうしたら市のほうとしては、入り口に2メートルの隅切りがないので、市道の認定ができない、整備ができないということがありました。しかし、住民の皆さんは、隅切りの設置は困難なので、申請できないという状況になっておりました。

したがって、私はこの道路をちゃんと舗装して側溝を造ってほしいという要望について、水戸市はどのような対応を取っているのか、お答えいただきたい。ぜひこの地域については整備してほしいという要望もあるんですけども、水戸市としては、これまでどのような回答をしてきたのかお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

御質問いただきました場所の道路につきましては、私道、個人所有地の道路となってございまして、平成30年11月ごろから何回か、どうにかならないかという御相談は受けております。

私道の寄附による市道の認定については、諸条件が決まっておりまして、その条件を満たすように地元で調整をしていただいて合意形成ができた後に申請をいただくというような流れになってございます。

現地のほうも調査した結果、いろいろ調整していただかなきやならないことがあります。現地のほうも調査した結果、いろいろ調整していただかなきやならないことがあります。隅切りにつきましては、やっぱり交差点の角が曲がりづらくなってしまうこともあります。隅切りを設けて利便性を向上させるというような目的で、一応隅切りの設置を義務づけているような状況でございます。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この道路の幅は4メートルあるわけですよ。4メートルありますよね。ですから、市道としては当然これは認定できる幅になっているということなので、住民の皆さんは雨が降ると、このようにもう雨がたまってしまって歩けない、長靴でなければ歩けないという状況になっているので、何とかこれを整備してほしいというふうに思っているんですけども。水戸市内で、このように市道認定してもらってきちんと整備してほしいということがあると思うんだけれども、その中でどのぐらいの件数が認定できない、住民の皆さんの整備要求があってもできない箇所って何か所ぐらいあるんですかね。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

あくまでも、私道の認定に関する御相談については、相談を受けてから現地の調査という形になってございまして、市内全域の道路の状況ができるかできないまでは、ちょっとすみません、把握してございません。

[「こういうのは認定できるわけねえさ」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 そこで、住民の皆さんは私道整備の補助要項に沿って、何とか水戸市でも、この舗装や側溝を造った場合の補助ができないかということで要望がありました。この要望は来ていますよね。それについてはどういう対応だったんでしょうか。

[「それは地元の負担もあんだよ」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

私道に舗装をかけるという、私道の舗装助成の制度要項に従いまして、その条件を満たすような形で合意形成を図っていただきて申請をしていただければということで御相談の回答をさせていただいております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 その住民の皆さんにお話を聞きますと、補助は2分の1ということで、その2分の1だけでも予算外ということなんで、例えば、私道の整備の補助ということで要望した場合、水戸市の補助ってどのぐらいまで出るんですか。そして、補助の割合ってどのぐらいなのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

助成額は工事費にかかる2分の1まで補助することができるとしておりまして、実際にどのぐらいのお金が払えるのかといった場合に、現地の状況で申請する方に取っていただいた見積額、もしくは私どものほうでその工事を同規模、同程度で行ったときの積算額の安いほうの2分の1を助成するという形になってございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市としては、今年度予算で補助額はどのぐらいの限度を見込んでいるんですかね。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

本年度の予算の枠といたしましては、100万円を予算計上をしてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 実際、どのぐらいで舗装できるかということで試算をしてみたらば、安くても300万円、もう少しちょっとグレードを上げれば500万円ぐらいかかるということで、本当にそういう点では住民の皆さんには負担ができないということを言っているわけですよ。ですから、そういう点ではもっと補助額、例えば補助率が今50%なのを、例えば3分の2に引き上げるとか、それから今100万円という予算を200万円とか300万円とかに引き上げるとか、そういうことっていうのはできないんでよかね、これ。

改善できないんでしょうかね。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の私道路の舗装の助成につきましては、あくまでも個人所有地に対しての助成という形になってございまして、今の2分の1でもかなりの助成をしているものと私どものほうでは認識しております。これ以上の補助率の引上げについては、その公費を個人の土地にどこまで入れていいんだという議論にもなりかねませんので、今のところ、ここまでが限界かなというふうな形で考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この地域には、私道の補助要項では3軒以上、そして35メートル以上奥行きがあれば該当するんですよね。ですから、ここについてはそれが該当するんですよ。しかし、補助額が100万円程度では、とてもその皆さんお金出し合っても工事をしていくことができないということで、そういう点では非常に住民が困っているんです。市道認定もできない。私道の補助についても、額が100万円程度ではとてもできないということで非常に困っているんですね。しかし、雨が降るたびにこのような水たまり、そして土木補修事務所から砂利を入れてもらうんだけれども、だんだん道路が高くなってしまって整備されないということで非常に困っているんですということが実際あるわけですよね。

ですから、何とか地域住民の皆さんが困っている問題について改善できないか、そういうことでぜひこれを改善できないのかどうか、再度答弁を求めたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

重々、その状況等については把握しております、非常に困っているような状況も理解はしてございますが、あくまでも今回の土地については個人の所有地であります、個人の所有地をどのように使う、どのような形で整備するかは、あくまでもその所有者の判断によるものだと考えております。なので、そこの件については御理解いただければと思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 中庭委員さんのお話を聞いて、俺忘れちやったんだけれども、資料請求というのが何かあってもいいのかな。今日、委員長のほうからお詫びはなかったけれども。今日のこの12月の議案の中での資料請求というのをしてもいいですか。

○飯田委員長 いいですよ。

○松本委員 何だっけ。中庭委員さんの話聞いて忘れちゃったよ。

まず、児童公園のほうかな。合計で288か所あるということなんですが、この新旧対照表をいきなり今日出されても、よく分からないので、資料が出せるものは出していただきたいと思っているんですけど、この児童遊園が今度は指定管理者のほうに指定されるということになるわけなんですけど、この水戸市の中の児童公園の管理というのは愛護会っていうの、ありますよね。それが何か所ぐらいあって、その288か所の中で愛護会が管理しているのは何か所ぐらいあるのか。そうすると、愛護会に対する何か補助

金みたいなものも出ているんだろうと思うの。ですから、私の考えだからね、出している以上は、できるだけ愛護会のほうに責任を持つてもらってやってもらうということで、全てが万事、公園協会、公園協会と指定管理者に任せちゃうんじやなくて、それはまた余談になっちゃうから。だから、その愛護会の数、それで何か所管理しているのか、そしてその愛護会に対する補助金的なものというのは幾らぐらい、これは本当は当初予算の話になっちゃうんだけど、そういう資料がもし出せれば出していただきたいなというふうに思います。出せますか。出せるね。

それから、住宅のほう、これは非常に私はいいことだと思ってます。早い話が義務教育の子どもを持つ世帯に対しては減免措置があるみたいなもんなんでしょう、これ。ただじゃねえけど、収入に応じて。だけれども、これだと義務教育の子どもが何人いても、それは同じなのか。じゃ、これもいつから募集するんだか分からぬんだけども、いつから入居できんのかね。それで、例えば、出産を間近に控えている人が入居申込みなんかをした場合には、それは対象になるのか、ならないのかとか。この新旧対照表に書いてあるんだかなんだか分かんねえんだけども、そんなことをちょっと今ふと思ったもんですから。義務教育の人が何人いても、今、少子化だから産めや育てやということでやっているわけですから。ましてここは旧市内に入るわけでしょう。そうすると、これは義務教育に関係ないのかも分かんないけど、旧市内に住居を構える人は水戸市では50万円かな、何か補助金かなんか出していますよね。それで旧市内に人口を集めようとしていますよね。だから、そういうものにも、これは該当するのか。それは出さね。それは出さねと。そうすると、義務教育の子どもを持つ世帯だけがここに入る場合は減免の措置がありますよということありますね。

そうすると、その義務教育の子どもを持った親御さんたちの収入とそれにあわせて、減免がこのぐらい出るよというような表というのは出せますか、難しいですか。

あとは中庭委員さんがあんな余計なこと言っているから忘れちゃったよ。何だっけな。認定外の話ばかりやってんだもの、俺忘れちゃったんだよ。

まあ一応、2点かな。だから、資料が出せるか出せないか。

○飯田委員長 松本委員。さっきの公園のほうは出せると言つていましたけれども、この住宅のほうは質疑の中でどうでしようかね。一覧表とかそういう資料は出せますか。ちょっと難しい。住宅のほうは質疑でどうでしようか。

○松本委員 じゃ、そのとき説明してよ。

あとは公園のほうは出せると言つたんだっけな。そうすると、都市公園の数というのが、さっき聞いてなかった。課長、言わなかつたような気がする。俺、よく聞こえなかつた。児童遊園は288か所、今回2か所増える。都市公園のほうは。

[「134」と呼ぶ者あり]

○松本委員 134か所って出ているんですか、それ言ったの。そうすると、都市公園に対しては、これは愛護会は関係ないの、あんの。そうするというと、さっきの話とあわせて児童遊園と都市公園との愛護会が補助金をどのぐらい出して何か所管理して、そういうのを一覧表にして出してみてくださいよ。それ委員長、大丈夫ですね。

以上です。

○飯田委員長 ただいま松本委員から都市公園と児童遊園関係の愛護会に関する箇所数とか補助金の額とか、こういったものについての資料請求がありました。これを委員会として執行部に対し提出を求めるといいます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出を願います。

それでは、その他、ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 それでは、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時44分 散会